

⇩ 広告宣伝費とは

Q : 広告宣伝費として認められるには、どのようなものでなければならないのですか？

A : 一般消費者を対象としている必要があります。

【解説】

法人税では、カレンダーや手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用は、広告宣伝費として処理することを認めており、交際費と広告宣伝費との区分については、「不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図するもの」は交際費等に含まれないとしています。

「不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図するもの」とは、次のようなものをいいます。

- ① 製造業者又は卸売業者が、抽選により金品を交付する費用及び旅行、観劇等に招待する費用
- ② 製造業者又は卸売業者が、金品引換券付販売に伴い、金品を交付する費用
- ③ 製造業者又は卸売業者が、一定の商品を購入する者を旅行、観劇等に招待することをあらかじめ広告宣伝している場合の招待費用
- ④ 小売業者が、商品の購入者に景品を交付する費用
- ⑤ 工場見学者等に製品の試飲、試食をさせる費用
- ⑥ 製造業者又は卸売業者が、モニターへの謝礼として金品の交付に通常要する費用
- ⑦ 得意先等に対する見本品、試用品の供与に通常要する費用

